

聞こえとつじは心配のある 乳幼児の教育相談

豊橋聾学校では、聞こえとつじに心配のあるお子さんの教育相談を行っています。聴覚に障害のあるお子さんの指導は、早期開始が大切です。電話での相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

対象〓聴覚障害乳幼児(0～6歳)
日時〓月曜日～金曜日/午前9時～午後4時 場所〓豊橋聾学校

内容〓聴力についての検査・ことばの育て方の指導・補聴器使用の指導・養育についてのアドバイスなど
相談料〓無料 その他〓小・中学生の聴力相談にも応じます

豊橋聾学校(豊橋市草間町)
☎(0532)45局2049



TAX 税

法人の各種届け出

市内に新しく法人などを設立したり、事務所や事業所を開設したりする場合は、30日以内に登記簿謄本と定款を添えて、法人の設立(開設)届出書を提出してください。

また、「商号」「所在地」「代表者」「資本金額」「決算期」などに変更があった場合や、「法人の解散」「事業所の閉鎖」などがあった場合、その都度変更届出書を提出してください。

税務課 ☎23局3509

源泉所得税の納付書 記載に当たっての注意

源泉所得税の納付書につきましては、「住所」「氏名」「整理番号」などがあらかじめ印字されているものを使用していただいています。合併に伴い住所の表記が変更となっても、すでに送付済みの納付書を訂正せずにそのまま使用してください。

豊橋税務署

☎(0532)52局6201

個人事業税第2期分

11月中旬に愛知県から個人事業税の納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などで納付してください。また、個人事業税には便利で安全な口座振替の制度があります。手続きを希望される方は、預(貯)金口座に印鑑を持参のうえ、取引をされている金融機関または直接お申し出ください。

納期限〓11月30日(水)

東三河県税事務所

☎(0532)54局5111

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

最終処分場の変更に係る 生活環境影響調査結果

田原市では、田原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき、「一般廃棄物処理施設の変更に係る生活環境影響調査結果」を縦覧します。

なお、この計画について、生活環

境の保全上の見地から意見を述べる
ことができます。詳しくはお問い合わせください。

縦覧期間〓10月3日(月)～11月2日(水)/土・日・祝日を除く市役所執務時間内 縦覧場所〓清掃管理課(旧リサイクルセンター)および市役所環境衛生課
清掃管理課 27局0003

DONATION

寄付

次の方からご寄付をいただきました。
〓厚意に感謝します。

9月8日、田原ライオンズクラブ
(会長 鈴木常生^{すずき ときね}さん)より田原中部小学校の校内緑化のため、つつじの木25本。

